

は じ め に

「商業統計調査」(統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査)は、商業の実態を明らかにするため経済産業省所管のもとに実施している調査で、昭和27年に第1回調査を実施して以来、昭和51年までは2年ごと、平成9年までは3年ごと、平成19年までは5年ごとに本調査を実施し、その中間年(本調査の2年後)には簡易調査を実施していましたが、平成19年以降は経済センサス-活動調査の実施の2年後に実施しています。平成26年商業統計調査は、総務省所管の「経済センサス-基礎調査」と同時実施されました。

この報告書は、平成26年7月1日現在で実施された「平成26年商業統計調査(卸売・小売業)」の本市分の調査結果をまとめたもので、行政施策、学術研究、企業経営等の基礎資料として、広く各分野にご活用いただければ幸いです。

なお、本調査の実施に際し、多大のご協力を賜りました商店の方々をはじめ関係各位に深く感謝の意を表しますとともに、今後とも一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年3月

堺市市長公室企画部